

学生及び教職員に感染者等が発生した場合の対応基準

本校では全学生の約45%が学寮で集団生活を行っており、感染症拡大防止の観点から、教育委員会等が発出する新型コロナウイルス感染症対策に係る課外活動や対外試合等の通知によらず、より厳しい感染症対策を行う場合がありますので、お含みおきください。

下表を参考にリスク管理室会議にて協議する。

	発生事象に該当する学生・教職員への対応		発生事象に該当しない学生・教職員への対応		行動指針レベルの変更	
	学生	教職員	学生・教職員	帰宅困難な寮生		
発生事象	感染（陽性者）	発症日を0日目として7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過するまで出席停止（定期試験期間については下記※を参照のこと）	発症日を0日目として7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過するまで就業停止	・感染経路が判明し、学外での感染が明らかであり、他の学生や教職員に感染を広めている恐れが低い場合は、発生時点の行動レベルに従う ・学内で感染が広がっている恐れが高い場合は、リスク管理室会議で行動指針レベルを決定する	中央東福祉保健所にホテル療養を依頼する。 保健所による調整の結果、ホテル療養ができない場合は切正寮で対応する。	本校の感染者状況や高知県の「感染症対応の目安」におけるステージを勘案してリスク管理室会議で判断
	濃厚接触（濃厚接触者）	陽性者との最終接触日を0日目として、5日間は出席停止（定期試験期間については下記※を参照のこと）	陽性者との最終接触日を0日目として、5日間は自宅待機職務専念義務免除もしくは在宅勤務	発生時点の行動指針レベルに従う	状況に合わせて切正寮で対応する	変更なし
	感染疑い	自宅待機 帰宅困難な寮生は切正寮に待機	自宅待機 職務専念義務免除もしくは在宅勤務	発生時点の行動指針レベルに従う	状況に合わせて切正寮で対応する	変更なし

※ 定期試験期間（療養期間・待機期間が定期試験期間に跨る場合を含む）において、新型コロナウイルス感染症の「陽性者」または「濃厚接触者」となった場合の療養期間・待機期間（出席停止期間）の取扱いについて、次の場合は期間を短縮し、受験を可能とします。

「陽性者」の場合

無症状であって、かつ検体採取日を0日目として5日目に抗原定性検査キット（薬事承認されたものを必ず用いること）を用いた検査で「陰性」を確認した場合は、6日目から待機の解除を可能とし、別室で受験できます。

「濃厚接触者」の場合

陽性者との最終接触日を0日目として2日目及び3日目に抗原定性検査キット（薬事承認されたものを必ず用いること）を用いた検査で「陰性」を確認した場合は、3日目から待機の解除を可能とし、別室で受験できます。□

注：本対応基準は必要に応じて整理・修正します。